

第4章 豊かな自然環境と快適な生活環境の確保

Environment of Kitakyushu City 2009

第1節 豊かな自然環境の保全とふれあいの確保

北九州市自然環境保全基本計画

本市における自然環境保全施策を総合的・計画的に推進し、新たな課題に対応するため、平成17年度に本計画を策定しました。計画は5つの目標とリーディングプロジェクトを掲げ推進し、市民・NPO・事業者・市等で構成される「北九州市自然環境保全ネットワークの会」が進行管理を行うという特長があります。

目 標	プロジェクト
多様な自然環境の保全	曾根干潟環境保全の取組
市民が育む自然	自然環境に精通した人材の育成
身近に自然を感じる 都市づくり	響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成事業
市民と自然との ふれあいの推進	里地里山の持続的な利用 ～小倉南区発「日本のふるさと」 推進プロジェクトの推進支援～
自然・生物に関する 情報の整備	自然環境調査の実施とデータベースの構築

響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想

本市では、産業用地である若松区響灘埋立地区において、自然の創成を図り、産業と自然との共生を目指す「響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想」を平成17年6月に策定しました。

【具体的な取組】

●「緑の回廊づくり」(道路沿線緑地の整備)

・「響・どんぐり銀行」どんぐりの種から苗木を育てる仕組み(平成17年度～)
平成20年度:どんぐり拾いに小学校5校が参加。育苗に小学校6校、市民149名、9事業者、NPO2団体、4市民センターが参加。

・「鳥がさえずる緑の回廊植樹会」(平成17年度～)

平成20年度:響町の風力発電施設沿いに13,000本を植樹。参加者数:約1,200名。平成20年度までに4回開催され、40,000本を植樹。

●「緑の拠点づくり」(拠点となる緑地の整備)

学識経験者や市民専門家などからなるワーキンググループによる意見交換を経て、緑地整備の基本計画を平成17年度に策定。平成18年度から基本計画に基づき造成に着手。

自然環境の保全と都市部の緑の創出

●北九州市「緑の基本計画」

うるおいと活気のある都市空間の創造を目指して、平成4年度に本計画を策定しました。

「パノラマの緑とまちの緑が育むいきいき北九州」を基調テーマに「緑の保全と活用」、「市街地の緑化」、「体系的な公園緑地の整備」、「管理の充実と緑化の推進」を4つの柱として様々な公園緑地事業に取り組んでいます。

●緑の保全と活用

「北九州市風致地区条例」に基づき、自然環境に恵まれている区域の景観を保護し、周囲との環境と開発の調和を図り、快適な環境を創出するために風致地区の指定を行っています(15箇所・12,870.7ha)。また、都市の中の良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地を「特別緑地保全地区」として指定し、現状のまま保全を行っています(17箇所・83.3ha)。市域内には、国立公園が1箇所、国定公園が2箇所、県立自然公園が1箇所指定されていて、面積は8,953ha(市域面積の約18%)となっています。

●市街地の緑化

緑の多様な効用を用いて都市景観の向上と市街地の活性化を目指し「緑のネットワーク」を創出します。具体的には、①公共用地(公園・街路・河川等)の緑化(20年度の緑化実績:約17,000本)、②民有地の緑化は、地域住民相互の合意によって締結された「緑地協定」を市が認可し支援するものや市と事業者間で「工場等緑化協定」を締結し緑化を推進するなどを中心に行っています。また、「北九州市花の総合計画」(平成5年度策定)に基づき、花の普及活動・花づくりの実践・花づくりの活性化をテー

◆都市公園面積(平成20年度末)

種類	開設面積累計(ha)
街区公園	200.3
近隣公園	109.0
地区公園	67.9
総合公園	69.7
運動公園	65.6
特殊公園	148.1
緑道・緑地	92.7
広域公園	376.4
その他	3.5
小計	1,133.2
港湾緑地	37.8
計	1,171.0

(注)都市公園総面積11,332,124m²

(一人当たり11.55m²) (県営公園を含む)

(注)港湾緑地を算入した公園・緑地面積11,709,857m²

(一人当たり11.93m²) (県営公園を含む)

マに事業を展開しているほか、緑化活動の推進のための基金も創設しています。

●体系的な公園の整備

平成20年度末の都市公園の整備状況は、総数1,637箇所・総面積1,133.2haとなっています。主な公園整備としては、小倉都心部のさらなるにぎわいの創出と回遊性を高めるため「勝山公園」の整備を進めています。

親しみのある河川の整備

●環境に配慮した河川整備

本市では、河川改修にあたっては、できる限り生態系の調査・分析を行い、良好な自然環境の保全・創出を目指すとともに、うるおいのある生活環境としての水辺づくりに取り組んでいます。

●市民参加型の河川整備

水辺を市民が自然とふれあう場として活用し、市民と行政が一体となって良好な水辺を維持していくため、事業の計画段階から市民の意見を取り入れる市民参加の川づくりに取り組んでいます。具体的には、紫川の「マイタウン・マイリバーアイド事業」や板櫃川の「水辺の楽校プロジェクト」、撥川の「河川再生事業」等があります。

●ほたるのふるさとづくり

公共下水道の普及や河川整備等により水質が回復し、市民を中心にホタルの保護活動が熱心に行われた結果、市内の60以上の河川でホタルが確認されています。平成4年度から展開している「ほたるのふるさとづくり」により水辺の改善だけでなく、地域コミュニティ活動の活性化にも成果をあげています。

臨海部の整備

●海辺のマスターplan 2010

平成13年度に「海辺のマスターplan 2010」を策定し、市民が気軽に利用できる水際線25kmの整備を進めています。また、多くの人が訪れる魅力あふれる「拠点エリア」(5箇所)、地域住民の利用を重視した「地域密着エリア」(7箇所)に分類しメリハリのついた整備を行います。平成20年度末までに、約13.4km(目標の約54%)が完成しています。

●市民参加による洞海湾の環境修復

平成15~16年度に、国・市が共同で「ムラサキガイを使った洞海湾の環境修復技術」の実証実験を行い、市民参加型の環境修復手法「マイロープ・マイ堆肥」を開発しました。そして、その成果をもとに、平成17年度から小学校や市民団体と協働して、当手法を利用した洞海湾の環境修復を体験する取組を実施しています。

里地里山の保全と利用

●森林

本市の森林面積は、18,700haで市域の約4割を占めています。このうち、水源のかん養や土砂の流出の防備などの特定の目的を有し、法により土地の形質変更等を制限された森林が保安林です。本市の保安林の面積は4,890haです。

●農地

農地は農産物の生産のみならず、「水源かん養」、「景観保全」など多面的な機能を有しています。優良農地を保全するため、農業上の利用を確保すべき土地として、1,416haの農用地区域を指定しています。

自然とのふれあい講座の開催

市民が市域に生息する希少な野生生物や豊かな自然環境とふれあう機会をつくるため、エコツアーや自然環境講座を平成14年度から開催しています。平成20年度は「カブトガニの産卵観察」など市民団体の協力を得て行った環境局主催事業や、「カヌー教室」などNPO主催事業を開催しました。



▲紫川を満喫した「カヌーでごみ拾い」



第2節 安心して暮らせる快適な生活環境の確保

大気環境の保全

●一般環境大気測定局（14 測定局）

二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は、すべての測定局で環境基準に適合していました。光化学オキシダントは、評価対象時間帯（5時～20時）で環境基準に適合した測定局はありませんでした。（注意報の発令：1回）また、評価時間帯に各測定局において、環境基準に適合となった時間数の割合は、86.9%～96.4%の範囲でした。

●自動車排出ガス測定局（5 測定局）

二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は、すべての測定局で環境基準に適合していました。

●有害大気汚染物質

5 測定局でベンゼン等4物質を測定したところ、すべての測定局で環境基準に適合していました。

●アスペスト

5 測定局で大気中のアスペスト濃度を測定したところ、全測定局の年間平均値は 0.06 本 / ℥ と、低い数値でした。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移（二酸化いおう等5物質）

区分	項目	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
		適合局 ／ 測定局数	適合率 （%）								
一般環境 大気 測定局	二酸化いおう	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100
	二酸化窒素	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100
	一酸化炭素	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100
	浮遊粒子状物質	14 / 14	100	13 / 14	93	14 / 14	100	1 / 14	7	14 / 14	100
	光化学オキシダント	0 / 14	0	0 / 14	0	0 / 14	0	0 / 14	0	0 / 14	0
自動車 排出ガス 測定局	二酸化窒素	4 / 5	80	3 / 5	60	4 / 5	80	4 / 5	80	5 / 5	100
	一酸化炭素	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100
	浮遊粒子状物質	4 / 5	80	4 / 5	80	5 / 5	100	0 / 5	0	5 / 5	100

(注) *適合状況は長期的評価によるものである。(光化学オキシダントは短期的評価によるものである)。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移（ベンゼン等4物質）

項目	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	適合局 ／ 測定局数	適合率 （%）								
ベンゼン	3 / 4	75	4 / 4	100	4 / 5	80	5 / 5	100	5 / 5	100
トリクロロエチレン	4 / 4	100	4 / 4	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100
テトラクロロエチレン	4 / 4	100	4 / 4	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100
ジクロロメタン	4 / 4	100	4 / 4	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100

(注) 測定局は一般環境大気測定局3局(北九州観測局、企救丘観測局、若松観測局)及び自動車排出ガス測定局2局(西本町測定所、門司測定所)の計5局。門司測定所は平成18年度から測定開始。

水環境の保全

●河 川

健康項目について、ほう素を除いて 27 環境基準点で環境基準に適合していました。ほう素は 10 環境基準点で環境基準を超過しましたが、これらの地点は感潮域で、海水中に含まれるほう素の影響を受けたものです。また生活環境項目のうち、代表的水質指標である BOD (生物化学的酸素要求量) については、貫川(神田橋)を除いて環境基準に適合していました。

●湖沼（ます渕ダム）

健康項目について、環境基準に適合していました。生活環境項目のうち、代表的水質指標である COD (化学的酸素要求量) 及び富栄養化の指標である全燐については環境基準に適合していました。

●海 域

健康項目について、7 環境基準点すべてで環境基準に適合していました。また生活環境項目のうち、代表的水質指標である COD (化学的酸素要求量) についてはすべての環境基準点で環境基準に適合していました。富栄養化の指標である全窒素及び全燐については環境基準に適合していました。

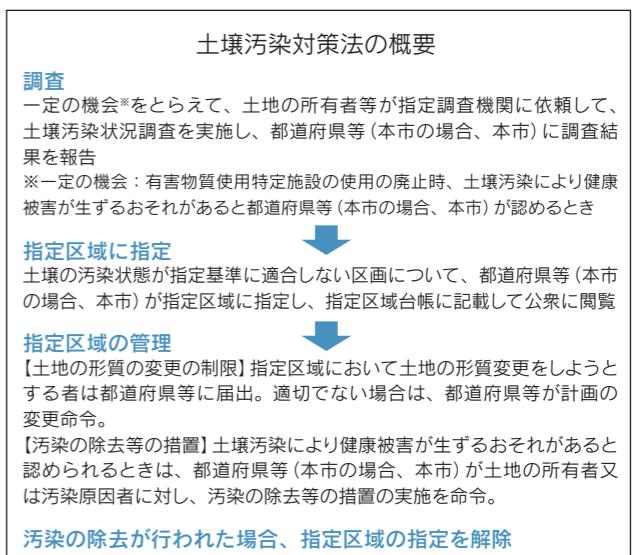
●地下水

概況調査を 20 井戸で、汚染井戸周辺調査を 27 井戸で実施した結果、概況調査で 3 井戸 (非飲用井戸)、汚染井戸周辺調査で 10 井戸 (非飲用井戸) が環境基準に適合していませんでした。また、過去に汚染が確認された井戸については、定期モニタリング調査を実施しており、19 井戸を調査した結果、17 井戸が環境基準に適合していませんでした。

不適合の項目は、主にテトラクロロエチレンで、かつてはドライクリーニングの溶剤や金属の洗浄に使われていましたが、現在は法律による規制により使われておらず、過去の使用による汚染であると考えられます。なお、環境基準に適合していなかった井戸については、結果を通知するとともに飲用しないよう指導しています。

●土壤汚染対策

市街地等における土壤汚染対策については、平成 15 年 2 月に土壤汚染対策法が施行され、法に基づいた調査や対策が進められています。この法律は、有害物質を取り扱っている工場・事業場の土壤について、汚染の有無が不明なまま放置され、のちに、再開発等により住宅や公園等に利用されることによって、人への健康影響が生じるのを防ぐために策定されました。本市においては、平成 21 年 3 月末現在、土壤の汚染状態が指定基準に適合しない指定区域は 1 件となっています。また、土壤汚染対策法対象外の調査や不動産取引に伴う自主調査において、土壤汚染が判明した場合は、「北九州市土壤汚染対策指導要領」に基づいて指導を行っています。



●下水道の普及促進

下水道普及率は平成 17 年度に 99.8% に達し、下水整備は概成しました。現在、処理施設として、新町、日明、曽根、北湊、皇后崎の 5 清浄センターが稼動しており、全清浄センターで 1 日あたり約 43 万 m³ の汚水を処理しています。



騒音・振動対策

●自動車騒音

市内幹線道路 84 区間で評価を行った結果、評価対象戸数（68,531 戸）のうち、63,266 戸（92.3%）が昼夜ともに環境基準に適合していました。

◆平成 20 年度 主要道路自動車騒音環境基準適合状況

	環境基準適合戸数	昼間適合		夜間適合		昼夜ともに適合		昼夜ともに不適合		対象戸数
		適合率		適合率		適合率		適合率		
近接空間	環境基準適合戸数	26,756		24,691		24,595		2,522		29,374
	適合率	91.1%		84.1%		83.7%		8.6%		
非近接空間	環境基準適合戸数	38,952		38,689		38,671		187		39,157
	適合率	99.5%		98.8%		98.8%		0.5%		
評価範囲全体	環境基準適合戸数	65,708		63,380		63,266		2,709		68,531
	適合率	95.9%		92.5%		92.3%		4.0%		

(注) 昼 間: 6 時~22 時
夜 間: 22 時~6 時
近接空間: 道路端から 0~20m (2 車線以下は 0~15m)
非近接空間: 道路端から 20~50m (2 車線以下は 15~50m)

●新幹線騒音・振動

騒音については、測定を実施した 5 地区 19 地点のうち、10 地点で環境基準に適合していました。振動は指針値「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」を超える地点はありませんでした。

◆平成 20 年度 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

地区番号	地区名	場所	軌道構造	測定日	騒音 (デシベル)					振動 (デシベル)			列車速度 (km/h)		
					環境基準		測定値			指針値	測定値				
					地域類型	基準値	12.5m	25m	50m		100m	200m			
1	富野	小倉北区上富野一丁目	高架	H20.6.6	I	70	△71	66	61	-	-	70	46	41	128
2	日明	小倉北区平松町	高架	H20.5.29	II	75	71	68	62	-	-	70	49	46	141
3	小嶺	八幡西区小嶺三町目	盛土	H20.5.21	I	70	△71	△71	70	63	-	70	57	49	290
4	茶屋の原	八幡西区茶屋の原四丁目	盛土	H20.5.16	I	70	△71	△71	△71	61	-	70	59	57	288
5	楠橋	八幡西区大字楠橋	盛土	H20.6.5	I	70	△71	△73	△73	68	61	70	60	57	274

△ 騒音の環境基準または振動の指針値に不適合

●航空機騒音

◆平成 20 年度 芦屋基地航空機騒音測定結果

地点番号	測定地点	防衛施設周辺の区域指定	環境基準		測定値 [WECPNL]	ピークレベル平均 [dB]	一日平均騒音識別回数	評価期間	
			地域類型	基準値 [WECPNL]				年度	評価期間
(1)	若松区高須西二丁目	民間住宅	I	70	68	77	71.6	H19.10.10~H19.10.29	
2	八幡西区三ツ頭二丁目	交通局向田営業所	II	75	67	79	27.6	H20.9.1~H20.9.14	
3	八幡西区浅川日の峯二丁目	浅川児童館	I	70	66	78	30.1	通年	
(4)	八幡西区三ツ頭一丁目	民間住宅	I	70	66	78	29.4	H19.9.19~H19.10.10	
5	八幡西区浅川台三丁目	水洗公園	第一種	II	75	72	81	66.6	H20.12.2~H20.12.15
(6)	八幡西区日吉台二丁目	日吉台つどいの家	II	75	69	82	22.5	H19.11.15~H19.12.2	
(7)	八幡西区自由ヶ丘	九州共立大	I	70	△73	80	82.4	H19.7.24~H19.8.28	
8	八幡西区日吉台一丁目	民間住宅	I	70	64	80	12.5	H21.1.31~H21.2.13	
(9)	八幡西区浅川学園台二丁目	浅川中学校	II	75	67	79	30.9	H19.7.26~H19.8.22	
10	若松区高須東四丁目	高須小学校	I	70	70	79	58.8	H20.8.20~H20.9.2	
(11)	若松区青葉台西三丁目	青葉小学校	I	70	64	76	26.6	H19.8.24~H19.9.9	
12	若松区東二島五丁目	二島小学校	I	70	59	75	12.2	H21.3.5~H21.3.19	

△ 環境基準に不適合
・通年測定 1 地点 (地点番号 3)
・短期測定 11 地点 (2 グループに分けて隔年測定。地点番号のカッコ数字は、平成 20 年度の測定を行っておらず、前年度の値を記載)

八幡西区及び若松区 12 地点の測定地点のうち、平成 20 年度に測定した 6 地点全てで環境基準に適合していました。調査結果を芦屋基地に通知するとともに、環境基準に適合している地点においても周辺住民からの苦情が依然としてあることから、防衛省への住宅防音工事助成対象区域（第一種区域）の拡大、環境省への航空機騒音の環境基準レベルの再検討を引き続き要望していきます。

化学物質対策

●ダイオキシン類

大気、公共用水域（河川・海域・湖沼）、地下水、土壤の調査を行った結果、すべての測定地点で環境基準に適合していました。

●内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

魚類等への影響が確認された物質（ノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール、ビスフェノール A）について、公共用水域における存在実態を把握するため、平成 17 年度より 5 カ年計画で環境調査を実施しました。平成 20 年度の調査結果は、ノニルフェノールが海域 4 地点及び河川 17 地点、4-t-オクチルフェノールが海域 3 地点及び河川 14 地点、ビスフェノール A が、海域 4 地点及び河川 23 地点で検出されました。魚類に対して内分泌かく乱作用を与えないと考えられる濃度の範囲でした。

●PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度

平成 14 年度から法律に基づいた PRTR の届出が行われていますが、北九州市における平成 20 年度の集計結果（平成 19 年度の排出量・移動量）は、環境への排出量が 2,034 トンで全国排出量の 0.9%、事業所外への移動量が 3,576 トンで全国移動量の 1.6% でした。

●PCB 廃棄物処理事業所及びその周辺の環境モニタリングについて

PCB 廃棄物処理事業所の排気、下水放流水及び雨水排水について、PCB、ダイオキシン類の測定を行った結果、すべての排出箇所で排出基準に適合していました。また、周辺の大気、公共用水域（海域）、底質及び土壤についても測定を行った結果、すべての測定地点で環境基準等に適合していました。

◆北九州 PCB 廃棄物処理事業の概要		
事業主体	日本環境安全事業株式会社	
施設立地場所	北九州市若松区響町 1-62-24	
処理対象物	岡山県以西 17 県の PCB 廃棄物	
第 1 期施設 H16.12 操業開始 H21.6 处理能力増強	第 2 期施設 H21.7 操業開始	
①処理対象物 ②処理方式 ③処理能力	①【高圧トランク】 【高圧コンデンサ】 ②脱塩素化分解法 ③ 1.0t/日 (PCB 分解量)	①【高圧コンデンサ】 ②脱塩素化分解法 ③ 0.5t/日 (PCB 分解量)
今後の予定	H27.3 处理完了	H27.3 处理完了

悪臭対策

悪臭は臭気のある多種類の物質によって構成されていることが多い、工場・事業場から発生する臭いは、時には不快な臭いとなって周辺住民の生活環境を損なうものとなっています。また、住宅地の郊外部への拡大や住工混在地域が多いこと、さらには身近な環境に対する市民の関心が高まっていることなどから多種多様な悪臭公害が顕在化してきています。

◆悪臭に係る苦情件数の推移

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

<tbl_r cells="11" ix="2" maxcspan="1"



環境科学研究所における検査・研究

●保健衛生部門

- 市内で流通している食品や学校給食の食材などについて、食品添加物や残留農薬、特定アレルギー物質などの検査を行っています。また、貝毒やかび毒のような自然毒、家庭用品中の有害化学物質などの検査も行っています。野菜等の残留農薬については、250種類以上の農薬一斉分析法を確立するなどの成果がでています。
- 食中毒発生時の原因究明のための検査や感染症の流行状況を把握するための病原体検査などを行っています。中でも、新型インフルエンザ、エイズ、O157、感染性胃腸炎などの原因となる細菌やウイルスについては、遺伝子検査等の高度で精確な検査を行っています。

●環境科学部門

- 工場や自動車等から排出される有害大気汚染物質の環境調査、悪臭物質の検査、市民からの苦情や事故時の原因調査などを行っています。また、光化学スモッグ発生原因に関する調査・研究、PCBなどの有害物質の環境調査などを行っています。このほか、法律で未規制の有害化学物質の汚染状況の把握や分析法の開発を行っています。

●国際貢献

- (独)国際協力機構(JICA)や(財)北九州国際技術協力協会(KITA)に協力して、開発途上国などからの研修生に対し、大気、水質、保健衛生のモニタリング研修を行っています。また、現地に専門家を派遣し技術指導を行っています。

公害に関する苦情・要望

産業公害の沈静化とともに、住宅・商業地域などにおいて、市民生活に関連した苦情（都市・生活型苦情）の割合が多くなっています。平成20年度の公害に関する苦情・要望件数は354件で、そのうち都市・生活型苦情・要望件数は193件となっており、全体の55%を占めています。

市民からの苦情・要望に対しては、当事者への事情聴取や現地調査を行い、法律・条例の違反があれば、発生源に対して施設や作業方法の改善などを指導しています。また、関係部局と連携を図りつつ、迅速・的確な処理を行い、解決を図るよう努めています。

公害健康被害の補償と予防

〈経緯〉

昭和46年11月	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による地域指定の要請
昭和48年2月	洞海湾周辺の若松区、八幡東区、八幡西区、戸畠区及び小倉北区の各一部48km ² が地域指定となり医療費等の給付が開始
昭和48年10月	「北九州市特定呼吸器疾病患者の救済措置要綱」を制定
昭和49年8月	法の指定地域に隣接する5.9km ² を救済措置要綱の指定地域として市独自に設定
昭和49年9月	「公害健康被害補償法」が施行。施行にあわせて救済措置要綱の全面改訂補償法と同内容の補償給付及び公害保健福祉事業の開始
昭和62年9月	補償法が「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正
昭和63年3月	第一種指定地域の指定解除、補償要綱に基づく指定地域を解除 ※既認定患者への補償給付と公害保健福祉事業（転地療養事業、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業など）を実施。 ※新たに地域住民を対象とした健康被害予防事業（健康相談事業、サマーキャンプ、水泳教室など）を実施。

◆年齢別疾病別被認定者数（法）

年齢別 (歳)	総 数			構成比	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~14	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15~39	224	173	397	40.22	0	0	0	224	173	397	0	0	0	0	0	0
40~59	112	106	218	22.09	0	0	0	112	106	218	0	0	0	0	0	0
60~64	19	30	49	4.96	1	1	2	18	29	47	0	0	0	0	0	0
65~	113	210	323	32.73	10	24	34	103	186	289	0	0	0	0	0	0
計	468	519	987	100.00	11	25	36	457	494	951	0	0	0	0	0	0

(平成21年3月末現在)

◆年齢別疾病別被認定者数（要綱）

年齢別 (歳)	総 数			構成比	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~14	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15~39	26	22	48	57.14	0	0	0	26	22	48	0	0	0	0	0	0
40~59	8	2	10	11.90	0	0	0	8	2	10	0	0	0	0	0	0
60~64	1	4	5	5.95	0	0	0	1	4	5	0	0	0	0	0	0
65~	9	12	21	25.00	0	1	1	9	11	20	0	0	0	0	0	0
計	44	40	84	100.00	0	1	1	44	39	83	0	0	0	0	0	0

(平成21年3月末現在)

◆被認定者異動状況（法）

項目	年 度															
	48~50	51~53	54~56	57~59	60~62	63~H2	H3~H5	H6~H8	H9~H11	H12~H14	15	16	17	18	19	20
被認定者数	1,132	1,715	2,187	2,625	3,171	3,289	3,296	3,296	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298
失効者数	4	143	158	207	155	182	164	107	63	103	13	8	5	1	4	5
死亡	2	2	3	6	7	6	5	2	0	1	4	0	0	0	0	0
計	42	220	244	298	259	294	261	191	156	177	42	27	28	22	25	25
増減数	1,090	363	228	140	287	△176	△254	△191	△156	△175	△42	△27	△28	△22	△25	△25
被認定者数実数	1,090	1,453	1,681	1,821	2,108	1,932	1,678	1,487	1,331	1,156	1,114	1,087	1,059	1,037	1,012	987

注：各年度とも、当該年度間及び年度における異動状況（3月31日現在）※上段は累計

◆被認定者異動状況（要綱）

項目	年 度															
	48~50	51~53	54~56	57~59	60~62	63~H2	H3~H5	H6~H8	H9~H11	H12~H14	15	16	17	18	19	20
被認定者数	135	211	270	354	433	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456
失効者数	2	52	14	19	24	25	30	16	15	10	2					



第3節 まちの魅力や価値を高める取組の推進

エコビジターズインダストリー

北九州市では、市外からお客様をお招きし、本市の公害克服の歴史や、エコタウン、豊かな大自然などを紹介する「エコツアーア」を通じたビジターズインダストリーの振興を推進しています。平成20年度は、12月に開催された環境国際セミナー出席者を対象にエコツアーアを実施し、72名が参加しました。

また、ツアー全体をコーディネートするガイドを育成するため、「エコツアーガイド養成講座」を自然環境センターを対象に実施し、22名が講座を修了、3名がエコツアーガイドに認定されました。

市民との協働による景観づくり

景観は、人と自然の営みから形づくられたものであり、北九州の歴史や文化、経済活動など、まちの姿そのものを表しています。したがって、景観づくりは、まちづくりの根幹となる大切な取組であり、市民・事業者・行政が協働して取り組んでいくことが必要です。本市では、「北九州市景観づくりマスターplan」を策定し、市民のみなさんが北九州の景観を知り、地域主体の景観形成の取組が進むよう積極的に支援するとともに、景観意識の向上や担い手育成に取り組み、市民の主体的な景観づくりを推進しています。



門司赤煉瓦プレイス：門司駅北側地区

歴史的建造物の保存と活用

北九州市は、門司港レトロ地区や木屋瀬の宿場町など、歴史を感じられる街並みや、西日本工業俱楽部（旧松本家住宅）や旧古河鉱業若松ビルなど、歴史的建造物が数多く残っています。これらは、私たちのふるさと意識を育み、まちの風格を高めるための大きな役割を果たし、魅力あるまちづくりの基盤となります。そこで、文化財の保存や観光拠点の整備との取組と連携し、歴史的な街並みや建造物の保全を進めています。八幡西区木屋瀬地区においては、平成10年から、一定要件を満たした建造物等に対して、修理・修景の一部を助成しています。



八幡西区木屋瀬地区

モラル・マナーアップについて

モラル・マナーアップに関連する条例が、北九州市議会（平成 20 年 2 月定例会）で可決され、平成 20 年 4 月 1 日に施行されました。今回、迷惑行為の防止を推進する基本的な事項を定める「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」とともに、「公共の場所における喫煙（路上喫煙）」「落書き」を防止する条例が制定されました。また、「ごみのポイ捨て」及び「飼い犬のふんの放置」を防止するための規制手段の見直しや新たに罰則を適用するなど、より実効性の高い取組を行うため、既存の条例が改正されました。

平成 21 年 3 月からは、迷惑行為防止重点地区（小倉都心部約 22ha）で「路上喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」「落書き」の 4 つの迷惑行為を行った者に対して、罰則（過料 1,000 円）の適用を行っています。

第4節 開発事業等における環境配慮の推進

環境影響評估制度

昭和 62 年に「北九州市環境管理計画運用指針」を策定し、各種の事業・計画の実施にあたり、環境保全について適正な配慮がなされるよう環境影響評価を実施してきました。更なる推進を図るため、平成 10 年 3 月に「北九州市環境影響評価条例」を制定しました。

平成 20 年度末までに方法書 14 件及び準備書 12 件の審査を行いました。

◆近年の環境影響評価の実施状況

評価書綴録 年度	事業名	事業者
平成16	(仮称)新・新門司工場建設事業	北九州市
平成19	新門司南地区公有水面埋立事業	北九州市
	西小倉駅前第一地区高層建築物建設事業	西小倉駅前地区市街地再開発準備組合
	戸畠共同発電所第5号発電設備建設事業	戸畠共同火力(株)
	響灘地区製鋼業工場建設事業	寿工業(株)
平成20	平尾尾地区鉱物採取事業	住友大阪セメント(株)
	加熱炉・熱処理炉増設事業	日本鑄鍛鋼(株)
	合金鉄溶解炉設備建設事業	新日本製鐵(株) 八幡製鐵所

北九州市環境配慮指針

法及び条例の制限を受けない開発を実施する場合においても適切な環境保全への配慮が求められることから、平成18年9月に北九州市環境配慮指針を策定しました。指針は、開発事業の規模の大小、事業者の官民の別にかかわらず活用できるよう作成しており開発事業における環境保全への配慮が一層促進されることが期待されています。また、市が実施する開発事業については、平成19年4月から指針を活用した環境配慮チェック制度を導入しています。

自然環境アドバイザー制度

北九州市環境配慮指針の活用にあたり、特に専門的な知見が必要となる自然環境の保全対策に関して、この分野の専門家に対して助言を求める制度で、平成19年度に制度の試行を開始し、自然環境アドバイザーからの必要な助言を受けた公共事業をこれまでに2件行いました。

